

「憲法を取り巻く情勢と 私たちの課題」



千葉県弁護士会の憲法出前講座

終戦の翌年に日本国憲法が公布されてから 80 年を迎えます。この憲法のおかげで、日本は戦争をすることなく、平和を維持してきました。今、改憲をめぐる動向と問題点を、私たち一人ひとりが学び、考えることが重要です。誰にでも分かりやすく、解説いただける学習会を企画しました。どうぞお気軽にご参加ください。オンライン視聴もできます。

日時：2026 年 4 月 25 日（土）13:20～16:00

会場：館山市コミュニティセンター 第一集会室 参加費無料

プログラム 13:20 房州弁で憲法を！ 第 9 条
13:30 第一部：学習会 / Q&A
講師 植竹和弘氏（千葉県弁護士会・憲法委員会委員長）
15:00 休憩
15:10 第二部：意見交流 / これからの活動について
16:00 終了

<オンライン視聴について> <https://x.gd/zoom260425kenpo>

ミーティング ID：869 7184 1462 パスコード：510312



- ・インターネットにつながる環境でパソコンやスマホなどの機器があれば、ZOOM で視聴できます。事前に ZOOM アプリをインストールしておくとう便利です。
- ・予約不要で、当日、上記の URL やミーティング ID など、または QR コードから接続してください。
- ・配信内容の撮影、録画、録音はご遠慮ください。
- ・やむを得ず、配信の不具合等により映像や音声の乱れ・中断等が起きた場合はご容赦ください。



主催：平和憲法を守る安房のつどい

呼びかけ団体：年金者組合安房支部、南房総九条の会、館山九条の会
鴨川 9 条の会、九条の会鋸南、新婦人館山支部
核兵器廃絶を求める市民の会、安房平和推進連絡会
第 32 回安房地域母親大会実行委員会
未来をつむぐ安房の会

日本国憲法 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

- * 恵沢…恵みを受けること。また、その恵み。
- * 詔勅…天皇の意思を表示する文書の総称。
- * 専制…上に立つ人が独断で思うままに物事を処理すること。
- * 隷従…付き従うこと。言いなりになること。
- * 圧迫…武力や権力などで相手をおさえつけて、自由にさせないこと。
- * 偏狭…自分だけの狭い考えにとらわれること。

第二章 戦争の放棄

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



今、世界中で戦禍が拡大しています。高市政権は「日本の平和を守るため」と言って、軍備を増強し憲法を変えようとしています。戦後80年以上、日本の平和を守ってきたのは「日本国憲法」です。改めて、その果たしてきた役割や価値を学びましょう。